

## 平成二十四年内閣府令第二十六号

沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法施行規則

沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法（平成七年法律第百二号）第十四条第一項及び第十五条第一項の規定に基づき、沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法施行規則を次のように定める。

（有償譲渡の届出事項等）

第一条 沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）第十四条第一項（法第十八条の三第一項において準用する場合を含む。次項において同じ。）に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 当該土地の地目
- 二 当該土地に所有権以外の権利があるときは、当該権利の種類及び内容並びに当該権利を有する者の氏名及び住所
- 三 当該土地に建築物その他の工作物があるときは、当該工作物並びに当該工作物につき所有権を有する者の氏名及び住所
- 四 前号の工作物に所有権以外の権利があるときは、当該権利の種類及び内容並びに当該権利を有する者の氏名及び住所
- 2 法第十四条第一項の届出は、別記様式第一の土地有償譲渡届出書の正本一部を提出してしなければならない。
- 3 前項の土地有償譲渡届出書には、当該土地の位置及び形状を明らかにした図面を添付しなければならない。

（買取り希望の届出事項等）

第二条 法第十五条第一項（法第十八条の三第一項において準用する場合を含む。）の届出は、次に掲げる事項を記載した別記様式第二の土地買取り希望届出書の正本一部を提出してしなければならない。

- 一 当該土地の所在、地目及び面積
  - 二 当該土地の買取り希望価額
  - 三 当該土地に所有権以外の権利があるときは、当該権利の種類及び内容並びに当該権利を有する者の氏名及び住所
  - 四 当該土地に建築物その他の工作物があるときは、当該工作物並びに当該工作物につき所有権を有する者の氏名及び住所
  - 五 前号の工作物に所有権以外の権利があるときは、当該権利の種類及び内容並びに当該権利を有する者の氏名及び住所
- 2 前項の土地買取り希望届出書には、当該土地の位置及び形状を明らかにした図面を添付しなければならない。

附 則

この府令は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則 （平成二十七年三月三十一日内閣府令第二三三号）

この府令は、公布の日から施行する。

附 則 （令和二年二月二十五日内閣府令第七七号）

この府令は、公布の日から施行する。

別記  
様式第一

## 土地有償譲渡届出書

年 月 日

殿

譲り渡そうとする者	住所	
	氏名	

沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法 第14条  
第18条

第1項  
の3第1項において準用する第14条第1項の規定に基づき、下記により、届け出ます。

## 記

## 1 譲り渡そうとする相手方に関する事項

譲り渡そうとする相手方	住所	
	氏名	

## 2 土地に関する事項

所在及び地番	地目	地積 m <sup>2</sup>	当該土地に存する所有権以外の権利		
			種類	内容	当該権利を有する者の氏名及び住所

## 3 当該土地に存する建築物その他の工作物に関する事項

所在及び地番	用途	構造の概要	延べ面積 m <sup>2</sup>	当該工作物の所有者の氏名及び住所	当該工作物に存する所有権以外の権利		
					種類	内容	当該権利を有する者の氏名及び住所

## 4 譲渡予定価額に関する事項

	土 地	建築物その他の工作物	合 計
譲渡予定価額	円	円	円

## 5 その他参考となるべき事項

## 備考

- 「地目」の欄には、田、畑、宅地、山林等の区分により、その現況を記載すること。
- 「地積」の欄には、登記事項証明書に記載された地積を記載すること。実測地積が知れているときは、当該実測地積を「地積」の欄にかっこ書きで記載すること。
- 「内容」の欄には、存続期間、地代等当該権利の内容をできる限り詳細に記載すること。
- 「3 当該土地に存する建築物その他の工作物に関する事項」の各欄には、以下に掲げる固有資産に関する記載は要しないものとする。
  - 合衆国軍隊が日本国において所有する固定資産
  - 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う国有の財産の管理に関する法律（昭和27年法律第110号）に基づき日本国が合衆国軍隊に使用させている固定資産
- 譲り渡そうとする者、譲り渡そうとする相手方、土地に存する所有権以外の権利を有する者又は当該土地に存する建築物その他の工作物に関し所有権若しくは所有権以外の権利を有する者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

## 様式第二

## 土地買取希望申出書

年 月 日

殿

申出をする者	住所	
	氏名	

沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法 第15条  
第18条

第1項  
の3第1項において準用する第15条第1項の規定に基づき、下記により、申し出ます。

## 記

## 1 土地に関する事項

所在及び地番	地目	地積 m <sup>2</sup>	当該土地に存する所有権以外の権利		
			種類	内容	当該権利を有する者の氏名及び住所

## 2 当該土地に存する建築物その他の工作物に関する事項

所在及び地番	用途	構造の概要	延べ面積 m <sup>2</sup>	当該工作物の所有者の氏名及び住所	当該工作物に存する所有権以外の権利		
					種類	内容	当該権利を有する者の氏名及び住所

## 3 買取り希望価額

	土地	建築物その他の工作物	合計
買取り希望価額	円	円	円

## 4 その他参考となるべき事項

## 備考

- 「地目」の欄には、田、畑、宅地、山林等の区分により、その現況を記載すること。
- 「地積」の欄には、登記事項証明書に記載された地積を記載すること。実測地積が知られているときは、当該実測地積を「地積」の欄にかっこ書きで記載すること。
- 「内容」の欄には、存続期間、地代等当該権利の内容をできる限り詳細に記載すること。
- 「2 当該土地に存する建築物その他の工作物に関する事項」の各欄には、以下に掲げる固有資産に関する記載は要しないものとする。
  - 合衆国軍隊が日本国において所有する固定資産
  - 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う国有の財産の管理に関する法律（昭和27年法律第110号）に基づき日本国が合衆国軍隊に使用させている固定資産
- 申出をする者、土地に存する所有権以外の権利を有する者又は当該土地に存する建築物その他の工作物に関し所有権若しくは所有権以外の権利を有する者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。